

入札公告文例 新旧対照表〔建設コンサルタント業務条件付き一般競争入札（総合評価）〕

新	旧
○公告文例（総合評価【 <u>企業実績評価型</u> 】）	○公告文例（総合評価【 <u>簡易型</u> 】）
4 入札参加資格確認申請等 (1) ～ (2) 略 (3) <u>総合評価に係る技術資料の提出</u> <u>入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書等の提出の際に、発注概要書に示す総合評価に係る技術資料（以下「技術資料」という。）を併せて提出するものとする。</u> <u>なお、技術資料は次により取り扱うものとする。</u> <u>① 技術資料の作成に要する費用は入札者の負担とし、返却は行わないものとする。</u> <u>② 技術資料の提出後における内容変更、差替え、再提出は認めないものとする。ただし、技術資料の確認根拠資料について、不備、不足により契約担当者が認めた場合は再提出することができる。</u> (4) ～ (7) 略	4 入札参加資格確認申請等 (1) ～ (2) 略 <u>(新設)</u> (3) ～ (6) 略
7 技術資料の審査 (1) ～ (2) 略 (3) 前項において、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者が2者以上であるときは、電子入札運用基準第16に定めるくじの	7 技術資料の審査 (1) ～ (2) 略 <u>(新設)</u>

新	旧
者以上である場合は<u>7（3）</u>の方法により最上位者を決定する。ただし、<u>7（3）の</u>くじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、（2）の確認等を行うものとする。 （4）～（7） 略 ○公告文例（総合評価【<u>技術提案型</u>】） 4 入札参加資格確認申請等 （1）～（2） 略 （3）<u>総合評価に係る技術資料の提出</u> <u>入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書等の提出の際に、発注概要書に示す総合評価に係る技術資料（以下「技術資料」という。）を併せて提出するものとする。</u> <u>なお、技術資料は次により取り扱うものとする。</u> ① <u>技術資料の作成に要する費用は入札者の負担とし、返却は行わないものとする。</u> ② <u>技術資料の提出後における内容変更、差替え、再提出は認めないものとする。ただし、技術資料の確認根拠資料について、不備、不足により契約担当者が認めた場合は再提出することができる。</u> （4）～（7） 略	者以上である場合は<u>（1）後段</u>の方法により最上位者を決定する。ただし、<u>当該落札候補者が</u>くじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、（2）の確認等を行うものとする。 （4）～（7） 略 ○公告文例（総合評価【<u>標準型（技術提案型）</u>】） 4 入札参加資格確認申請等 （1）～（2） 略 <u>（新設）</u> （3）～（6） 略